

# 滞在時間延長型観光コンテンツプロモーション事業事務局運営業務委託仕様書

## 1 委託業務名

滞在時間延長型観光コンテンツプロモーション事業事務局運営業務委託

## 2 目的

本事業は、埼玉県（以下、「県」という。）における外国人観光客の県内滞在時間の延長及び宿泊の促進による観光消費額の拡大を目的として実施するものである。

県内の観光資源・コンテンツを公募し、専門的知見を踏まえた評価・選定を行った上で、米国市場・台湾市場を対象とした重点的なプロモーション及びOTAとの連携を実施する。

本公募は、「滞在時間延長型観光コンテンツプロモーション事業」において、事業全体の運営及び実施支援等を担う事務局業務を行う事業者を募集するものである。

## 3 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

## 4 委託業務概要

- (1) 公募に関する業務
- (2) 審査体制・審査運営に関する業務
- (3) 選定後（プロモーション準備段階）の支援業務
- (4) 選定されたコンテンツ等に係るランディングページの制作
- (5) ファムツアーの実施
- (6) 米国・台湾向けOTAサイトへの埼玉県特集ページの制作・掲載
- (7) ターゲティング広告の配信
- (8) OTA掲載に向けた助言・運用サポート
- (9) OTAセミナーの開催

## 5 業務委託内容

### (1) 公募に関する業務

応募に関する受付、内容の精査、問い合わせなどに係る業務を行うこと。また、市場別に応募一覧表を作成し、協会に提出すること。なお、公募の開始に係る業務は協会にて行う。本業務を行うにあたり、契約日以降速やかに運営事務局を設置すること。

### (2) 審査体制・審査運営に関する業務

ア 審査員候補をリストアップし、協会に提案すること。

審査員については、米国市場及び台湾市場それぞれについて、原則3名ずつ配置するものとし、当該市場ごとに、旅行業に関する専門的知見を有する者1名、OTAに関する専門的知見を有する者1名、並びにその他本事業の目的に照らし、当該市場に精通し

ている者1名を提案すること。なお、米国市場及び台湾市場の双方に関する知見を有する場合には、同一の者を審査員として提案することを妨げない。なお、協会からの追加提案を妨げるものではなく、審査員の決定については協会と協議の上、決定する。

イ 審査員への依頼、日程の調整を行うこと。実施時期については協会と協議の上、決定すること。

ウ 審査員向けに応募書類の翻訳をすること。翻訳版については協会に事前に共有の上、承諾を得ること。

エ 協会が作成する審査基準・評価シートの作成支援を行うこと。内容については協会と協議の上、決定する。

オ 審査会の実施前に進行台本等必要資料を日本語で作成し、協会に事前に確認すること。なお、審査会は各市場1回ずつ、計2回の実施とする。審査会の詳細については受託者決定後、協会と協議の上、決定する。

(ア) 審査会を実施するために必要な各種準備及び手配を行うこと。

(イ) 審査会実施前に本事業の目的、審査員に求める役割を記載した書面を各対象言語で作成し、審査員に説明をすること。なお、書面内容は日本語で作成し、事前に協会の了解を得ること。

(ウ) 審査員が現地視察を希望する場合は、受託者にて同行すること。また、県内事業者への調整が発生する場合は、受託者にて行うこと。

(エ) 審査員がヒアリング、追加書類の提出を要求する場合は、事務局にて事業者との調整や、手配を行うこと。

(オ) (ウ)の現地視察に係る費用及び審査会を実施するために係る費用、審査員への報酬、交通費等の一切の経費は、受託者が負担すること。

なお、審査員は、事務局が設置する審査会の一員として、次に掲げる役割を担うものとする。

- ・公募により提出された観光コンテンツについて、本事業の目的に照らし、専門的見地から評価・意見を行うこと。なお、審査方法は原則として応募書類に基づいて行うが、必要に応じてヒアリングや追加書類の提出を求めることや、現地調査を行う場合がある。

- ・選定されたコンテンツをもとに、各市場2コースずつモデルコースの造成を行う。なお、モデルコース造成に向けた企画内容の検討、構成、改善等について、専門的な助言及び意見を行うこと。

- ・モデルコース造成の過程において、受託者又は関係事業者からの説明を受け、必要に応じて助言・意見を行うこと。

- ・造成したモデルコースについて、観光的価値、発信性等の観点から所見を述べること。

なお、審査員は助言者としての立場にあり、最終的な事業実施内容の決定及び成果物の取りまとめに係る責任は、受託者が負うものとする。

(3) 選定後（プロモーション準備段階）の支援

選定コンテンツの整理、コンテンツ保有者へのヒアリング等

協会事業での使用を目的とした対外プレゼン用コンテンツ説明資料の作成など。  
(パワーポイントレベルで可。)なお、作成にあたり追加でヒアリングを行う必要がある場合、受託者にて行うこと。

#### (4) 選定コンテンツに係るランディングページの制作

選定されたコンテンツ等を掲載するランディングページ(以下、「LP」という。)を制作し、掲載すること。LPは、対象市場毎の言語で制作し、選定されたコンテンツに応じたターゲット層に訴求するページを制作すること。なお、制作したLPについては、広告配信を通さずに検索により閲覧が可能である形とし、(6)の広告配信期間以外も同様であること。

ア 取り上げる内容は、選定されたコンテンツ、モデルコース、宿泊施設の3つ(以下、「3カテゴリ」とする)とする。

(ア) LPの制作に係る取材、情報収集、原稿作成等は受託者が実施するものとし、これらに要する経費については、本事業の委託料の範囲内において受託者の負担とする。

(イ) 取材等に係る関係事業者への連絡及び調整は、受託者にて行うこと。

イ 単に紹介のみを行うのではなく、来訪意欲を高め、本県での滞在時間の延長、宿泊、観光消費拡大を目指す内容とすること。

ウ 魅力的で興味関心を与える写真、動画、アニメーション等を使用するなどして、インパクトのある内容にすること。

エ 本県への認知・関心を宿泊施設や体験商品等の予約につなげるため、本事業により作成するLP内に、OTAにおける各観光コンテンツの予約ページへのリンクを掲載すること。

オ デザイン・内容については、英語及び繁体字で制作し、日本語に翻訳のうえ、事前に協会へ確認を行うこと。

(ア) デザイン・内容は両市場同一でも可とするが、それぞれの言語で制作すること。

カ パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット等のモバイル端末で閲覧しても見やすいデザインを基本とし、その上でレスポンスデザインなど利用者のデバイスによってサイト内のページを最適に表示できるようにすること。

#### (5) ファムツアーの実施

対象市場への効果的な情報発信を目的としたファムツアーを以下のとおり実施すること。

米国及び台湾のメディア(インフルエンサーを含む。)を招請したファムツアー

実施日程:1泊2日以上

実施時期:協会と協議の上、決定すること。

実施回数:各市場1回以上

招聘人数:1団体以上

実施行程:審査員にて造成を行ったモデルコースをもととした行程とすること。なお、詳細は協会と協議の上、決定すること。

(ア) 招請するメディア(インフルエンサーを含む。)について、各市場の消費者に

対して訴求力が高いメディアを運営しており、媒体を活用して埼玉の観光の魅力を効果的に情報発信することができる者であること。

(イ) ファムツアーを実施するにあたり必要な各種準備及び手配を行うとともに、ファムツアーの実施に係る招請者の交通費、食費、宿泊費等の一切の経費は、受託者が負担すること。

(ウ) ツアー催行中は、本事業の目的を理解した上で適切なガイドが行えるよう、添乗員、ツアーガイドへの資料提供、事前打ち合わせを行うこと。

(エ) ファムツアーで体験した情報を、招請者の媒体を活用し、情報発信させること。

(オ) 招請期間中、埼玉県観光事業者と招請者との意見交換の場を設定するほか、今後各市場からの観光客誘致の参考となるアンケートを実施し、集計及び分析結果を協会に報告すること。また、アンケートの内容及び形式は事前に協会の了解を得ること。

(カ) ファムツアー実施前に、本事業の目的、被招請者に求める役割、行程等を記載した書面を対象国の言語で作成し、日招請者に説明して同意を得た上で実施すること。また、ファムツアーの初日に再度確認を行うこと。書面内容は日本語で作成し、事前（2週間以上前）に協会へ報告した上で決定すること。

(キ) 訪問する県内観光事業者に対して、事前に本事業の目的や被招請者の概要等を十分に説明した上で行程等の調整を行うこと。

#### (6) 米国・台湾向けOTAサイトへの埼玉県特集ページの制作・掲載

埼玉県の特集ページ等の掲載が実施できるほか、米国・台湾からの誘客を考慮した際に有効と思われるOTAサイトを選定し、提案すること。

ア 選定されたコンテンツに応じたターゲット層に訴求する特集とすること。掲載する内容については、事前に協会と協議の上、決定すること。

イ 埼玉県内における滞在時間延長、宿泊を促進することにより観光消費額の増加を図るため、選定されたコンテンツのほか、OTAサイト内に掲載されている宿泊施設や県内の体験コンテンツを紹介すること。

ウ 制作したLPへ誘導させるリンクを掲載すること。

エ 特設サイトのPV数、サイト流入のアクセス先がわかるようにすること。

オ 連携するOTAサイトに関しては、次の条件を全て満たすこと。

(ア) 多くの訪日外国人旅行者が利用していること。

(イ) 対象国の言語に対応していること。

(ウ) プロモーションの実施効果を図る上で必要なデータが収集可能なこと。

#### (7) OTA掲載に向けた助言・運用サポート

選定されたコンテンツ事業者を中心に、観光客を効果的に呼び込むための取組や、OTAへの掲載・運用に関する助言を行い、年間を通じたサポートをすること。なお、事業者からの連絡を受ける窓口責任者を置き、サポートするスタッフの管理・調整を行うこと。

アサポートするスタッフは、OTAに関する知識を持っている者をアサインすること。  
イ助言及びサポートの内容としては、平日や閑散期対策を見据えた販売方法の工夫、  
ターゲット層に応じた価格設定、写真・文章当の掲載内容の改善等を例として想定する。

#### (8) OTAセミナーの開催

県内観光事業者や宿泊施設の体験・交通商品等の新規登録を促進するため、観光施設や宿泊事業者等に向けたオンラインセミナーを1回以上開催すること。

実施時期は受託者決定後、協会と協議の上、決定する。

なお、本業務には講師の手配や参加者募集チラシの作成・案内等を含むものとする。

ア セミナーの開催については、運営に必要な接続機器等の用意及び接続サポートを行うこと。セミナー開催日及び接続テスト時に、委託者及び受託者スタッフがオンライン環境に接続するために必要な接続機器（パソコン、カメラ、スピーカー、マイク等）の用意をすること。オンライン会議ツール（ZOOM、Teams等）を使用する場合のアカウントについては、受託者にて用意することとし、有償契約を行う等して必要な環境を整えること。

イ 開催日までに、参加団体等を含めたオンライン環境への接続テストを実施すること。

ウ 開催日及び接続テスト時における、参加者及び参加団体等の接続サポートを行うこと。

エ セミナーの運営については、全体の司会・進行、本事業の目的や内容、米国及び台湾のトレンドや消費動向などを共有することで、事業への参画や新規商品の造成に繋がるような内容とすること。なお、事業者の理解度や準備状況の違いを踏まえ、掲載準備段階向け及び商品造成・販売段階向けの内容を含むものとする。

オ 運営に必要な接続機器等の操作一式を行うこと。

カ セミナーについては後日アーカイブ配信をするものとし、配信動画及び資料はちよこたび埼玉 (<https://chocotabi-saitama.jp/business/>) 内への掲載とする。なお、内容の詳細は協会と協議の上、決定すること。

#### (9) ターゲティング広告の配信

都内在住者、東京に滞在予定及び東京訪問に興味・関心を持つ外国人旅行者に向けた配信を行う事。

ア 対象国について、最適と思われる広告媒体を提案すること

イ 都内在住者及びその訪問者、都内滞在者等も対象に含むプッシュ型広告配信を行うこと

ウ 最適な情報発信手法（実施内容）およびその具体的なKPIについて提案書に明記するとともに、情報発信のスケジュール等を提案すること。

エ デザイン、内容については協会と協議の上決定すること。

## 6 KPI設定

各事業内容の実施にあたり、以下のKPI達成に向けた取り組みを実施すること。

企画、提案する際は、目標値の算出方法及び達成に向けた取り組みを明確に示すとともに、KPIの確認手法についても明記すること。最終的な目標値の決定及びその算出方法は協会と協議の上、決定するものとする。

- ・滞在型コンテンツの選定 10件程度（各市場5件程度）
  - ※コンテンツの選定については、審査会における専門家の意見を踏まえ最終決定は協会が行う。
- ・モデルコースの造成 4件（各市場2件ずつ）
- ・ランディングページの構築 2件
- ・OTA掲載促進セミナーの開催 1回以上
- ・助言及びサポート 30件以上
- ・OTA掲載数 選定された滞在型コンテンツ数以上

## 7 活動報告

協会に対して定期的に協会が定める実施状況の報告書を作成し提出するとともに、報告会を実施すること。なお、報告に際しては、下記の事項に留意すること。

### (1) 報告書の作成及び提出

各業務の実施状況をわかりやすく報告書にまとめ、月1回、協会に提出すること。

### (2) 報告会

ア 協会と受託者とで毎月報告会を実施すること。

イ Web会議を実施する場合は、会議環境は受託者が提供すること。

ウ 報告会が実施できない場合は、協会と受託者とで別途協議すること。

## 8 事業実施報告書の作成及び提出

事業完了後、遅滞なく、一年間の活動の成果、課題及び次年度に向けた戦略をまとめた事業実施報告書を作成し、協会に提出すること。成果物は印刷したもの（カラー1部）及びPDFで提出すること。なお、事業実施報告書の内容については事前に協会の承認を受けること。

## 9 その他

本県の認知度・魅力度向上及びインバウンド誘客拡大に資する効果的な取り組みについて、予算の範囲内で実施可能なものがあれば、独自に提案すること。

## 10 スケジュール

上記の各取組は、次のスケジュールを想定しており、これを踏まえ具体かつ適切な作業スケジュールを提案すること。

- |        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 令和8年4月 | 業務委託契約<br>コンテンツ募集に関する応募要項等の作成支援 |
| 4月～5月  | 公募                              |

- 5月～7月 審査員による審査、審査会の実施、モデルコースの造成
- 7月～9月 LP制作、OTAセミナー開催（オンライン）、アーカイブ配信選定コンテンツ事業者へのOTA掲載に係る助言、サポート、掲載準備、
- 9月～12月 OTA埼玉県特集ページ作成・公開、LP公開、FAMツアー
- 11月～12月 広告の配信（OTA内・ターゲティング広告）
- 1月～3月 効果測定

#### 11 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ協会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守するとともに、ステルスマーケティング対策として必要な表示を行うこと。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、協会の保有する個人情報として改正個人情報保護法の規定の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により協会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 協会が受託者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく協会と協議を行うものとする。
- (8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。
- (9) 本仕様書に定めるもののほか、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。

#### 12 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）、肖像権等は全て協会に帰属し、協会は受託者に許可を得ることなくWEB・SNS等での使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。受託者は、協会が成果物等を利用する際に、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

